

平成24年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年11月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史  
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 9 1 号から議第 1 1 2 号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて  
(平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号)) 他 2 1 件)  
提案理由説明
- 第 5 請願第 3 号  
(生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める  
請願書)  
紹介議員説明

## 市長提出議案

- 議第 9 1 号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号))
- 議第 9 2 号 平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議第 9 3 号 平成 2 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 議第 9 4 号 平成 2 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 議第 9 5 号 平成 2 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議第 9 6 号 平成 2 4 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 9 7 号 平成 2 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議第 9 8 号 平成 2 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 議第 9 9 号 平成 2 4 年度野洲市水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 1 0 0 号 野洲市暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 1 号 野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 2 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例

- 議第103号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例
- 議第104号 野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議第105号 財産の無償貸付について
- 議第106号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 議第107号 滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 議第108号 滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて
- 議第109号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第110号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第111号 湖南広域行政組合規約の変更について
- 議第112号 市道路線の認定及び廃止について

開議 午前9時00分

#### 議事の経過

(開会)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) おはようございます。

国政があわただしくなっていてまいりました。野洲市議会におきましても、さらに市民の平和に向けて、しっかりと粛々と進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第5回野洲市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第3番、井狩辰也議員、第4番、市木一郎議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配布済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

○議長(三和郁子君) 日程第4、議第91号から議第112号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第5号))他21件を一括議題といたします。

事務局から議件を朗読願います。

○事務局長(東郷達雄君) 朗読いたします。

議第91号、専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第5号))、議第92号、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第6号)ほか補正予算7件、議第100号、野洲市暴力団排除条例の一部を改正する条例ほか条例改正4件、議第105号、財産の無償貸付についてほかその他の案件7件、以上でございます。

○議長(三和郁子君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。本日、ここに、平成24年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。本定例会におきましては、議案としまして、専決処分の承認1件、平成24年度補正予算8件、条例の一部改正5件、その他8件の合計22件につきまして、ご審議をお願いしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第91号、専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成24年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、別冊の補正予算書の先決処分をごらんください。今回の補正につきましては、来たる12月4日公示、12月16日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用、2,867万8,000円を追加したものです。

次に、議第92号から議第99号までの平成24年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算について概要をご説明申し上げます。平成24年度11月補正案概要をごらんください。

議第92号、一般会計補正予算（第6号）につきましては、1,521万7,000円を増額するものです。主な内容は、歳出では民生費の障がい者自立支援事業及び生活保護費の扶助費で、今年度の不足見込額をそれぞれ追加するものです。衛生費では、クリーンセンター1号系統の修繕工事1,000万円を追加し、新クリーンセンター施設整備事業に関しまして、底質ダイオキシン類対策として、砂防沈砂池底泥除去の費用を新たに計上するものです。農林水産業費では、人・農地プランを実現するために、農地集積に協力する農地を預ける側の所有者への交付金2,910万円のほか、大篠原西池堤防法面除草対策工事費をそれぞれ新たに計上するものです。土木費では、社会資本整備総合交付金の決定に伴いまして、対象事業費等の補正を行うものです。内容としましては、市三宅地先の童子川雨水幹線工事で、事業間の調整により、工事請負費1,000万円を追加するものです。また、市三宅東部区画整理事業地内新設道路工事や野洲駅周辺都市基盤整備事業においては、それぞれ減額決定となったことから、事業箇所量等の精査を加えまして、繰り延べし、減額するものです。その他、人事異動等に伴う人件費の所要の補正を計上しております。

一方、歳入につきましては、法人市民税では、これまでの実績を踏まえた決算見込みにより、9,600万円の減額、歳出予算の補正や交付決定等に伴う国庫支出金及び県支出金の調整のほか、財政調整基金繰入金や、減債基金繰入金の減額などを計上しております。また、地方債の補正につきましては、合併特例債のうち、篠原小学校施設整備事業につい

ては、緊急防災・減災事業債への振りかえを行い、財源対策としての減収補てん債の発行等の増額補正を計上しております。

次に、議第93号、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、806万2,000円を追加するものです。主な内容としましては、一般被保険者療養費及び退職被保険者等高額療養費等の不足見込額を、それぞれ追加し、その他、人件費など所要の補正を計上しております。

次に、議第94号、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、7万3,000円を減額するものです。今回の補正は職員給与費の調整のみであります。

次に、議第95号、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、844万3,000円を減額するものです。主な内容としましては、地域支援事業の組みかえと職員給与費の補正を計上しております。

次に、議第96号、平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、299万2,000円を減額するものです。主な内容としましては、農業集落排水事業費では、農業廃水処理施設の破砕機等の修繕に要する費用を追加するものです。また、公共下水道事業では、大篠原地先の下水道管渠工事について、関連する県営事業が来年度に見送られたことにより、工事請負費1,350万円を減額しようとするものです。その他、職員給与費等の所要の補正を計上しております。

次に、議題97号、平成24年度墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、4万7,000円を追加するものです。主な内容としましては、人事異動等による職員給与費の精査に伴い、人件費相当分として一般会計への操出金の調整を行うものです。

次に、議第98号、平成24年度工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、8億9,045万円を追加するものです。今回の補正は、平成20年3月に借り入れた地域開発事業債元金5年満期一括の償還期限が到来することから、借換債を計上するものです。

次に、議第99号、平成24年度水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴い、収益的支出及び資本的支出で職員給与費関係の補正を行うものです。

議第100号、野洲市暴力団排除条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。なお、本条例は、交付の日から

施行するものです。

議第101号、野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、地方自治法の一部改正により、議会の会議において公聴会を開催すること及び参考人の出頭を求めることができるようになったことに伴い、参加または出頭した者に対して実費弁償を行う規定を追加する等の改正を行うものです。なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第102号、野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、北野幼稚園園舎増築工事による保育室の増加に伴い、園児の定数を60人増員し、310人に改めようとするものです。なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第103号、野洲市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案につきましては、国において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の施行により、下水道法の一部が改正され、下水道法第7条第2項に規定される公共下水道の構造の基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたことから下水道条例を改正するものです。また、この改正に伴い、野洲市公共下水道使用料条例及び野洲市農業集落排水処理施設条例についても、付則において、合わせて改正するものです。なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第104号、野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案につきましては、国において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の改正により、市営住宅の入居収入基準及び整備基準を条例で定めることとされたことから、今回改正するものです。なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第105号、財産の無償貸付についてご説明申し上げます。平成16年4月1日から、社会福祉法人びわこ学園に、施設用地として、野洲市北櫻地先の市有地3万6,241.750平方メートルを無償貸付しており、平成25年3月31日で契約期間が満了いたします。本議案は、引き続き、同法人の事業運営の安定及び重症心身障害児者にかかる当該福祉の充実を図ることを目的に、当該用地を無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。この土地は、市内南櫻地先にあったびわこ学園旧施設からの移転のために、平成12年第2回定例会において財

産取得に関する予算の議決がなされ、平成13年第1回臨時会において財産取得に関する議決がされております。財源につきましては、公共事業のための土地取得ではないため、通常の起債ができず、滋賀県振興資金からの借入金を中心に調達されています。高圧鉄塔の移設や造成などの経費と金利負担を含めると、最終的には総額約11億5,000万円の財源が投入されることとなります。この土地の扱いにつきましては、当初は無償貸与または無償譲渡が想定されており、平成15年第7回野洲町議会定例会でも、その旨答弁されております。その後、平成18年2月には、旧敷地との交換を視野に入れた検討を約する覚書が公式文書として取り交わされており、びわこ学園からはこの覚書を根拠に土地の交換を求められておりましたが、交換は等価交換が原則であり、そのためには、びわこ学園から市に対して少なく見積もっても数億円の土地代金をいただくこととなり、現実的でないとともに、当初の実質的な無償という口約束にも反することとなるため、今回の判断となったものであります。市の通常の基準で算定される賃貸料金からすると年額約千七百数十万円の免除、現場の土地利用の実態からすると約3,000万円の免除になると考えられます。なお、社会福祉法人に財産を貸しつける場合、野洲市財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例に基づき、無償または減額貸付をすることができますが、当該財産は、先にも申しあげましたとおり、滋賀県市町村振興資金の借り入れにより用地取得をしており、現在も年額約6,500万円を償還中であることから、通常の遊休資産の貸付とは性質が異なるため、今回提案するものであります。最後に、この土地の取得に関しましては、当時の町、県、社会福祉法人といった公的機関が関与しているにもかかわらず、取得方針の決定、立地選定、規模の確定、財源の確保、取得後の手続等に関しまして検証されるべき多くの課題があります。この経緯を、過去を責めるためではなく、野洲市のこれからの課題である財政規律の確保と財政健全化、駅周辺整備や新駅の検討、また中核的医療機関の検討などの課題解決に当たって、透明・公平・公正を基本に、市民本位のまちづくりを進めるための礎の1つとしてまいりたいと考えております。

次に、議第106号から議第108号の3議案について、一括してご説明申し上げます。いずれも滋賀県自治会館管理組合の解散に伴うものであります。県内の全市町で構成する当組合の構成団体長会議において、組合の解散が決定されました。議第106号で事務継承のための規約変更、議第107号で組合の解散、議第108号で財産処分をするため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、規約変更にもありますように、解散後の事務は現



在の組合長である本市が継承することとなっております。

議第109号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び議第110号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、一括してご説明申し上げます。本議案につきましては、滋賀県市町村退職手当組合の構成団体である愛知郡広域行政組合の消防職員が東近江行政組合へ移管されることに伴い、平成24年9月30日をもって同行政組合から一たん脱退され、平成24年10月1日に消防職員を除き改めて加入されることから、当組合の規約を改正するため関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、これらの規約は滋賀県知事の許可があった日から施行されるものであります。

議第111号、湖南広域行政組合規約の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、平成23年第7回野洲市議会定例会において議決をいただきました、休日急病診療に関する事務の委託について、平成24年4月1日より、栗東市、守山市及び野洲市の3市が草津市に事務委託する形態で管理運営を行っておりますが、本年4月に草津保健所において設置された湖南広域休日急病診療所あり方協議会で、湖南広域行政組合で運営するのが妥当であること等の提言がされました。このことを受け、湖南広域休日急病診療所の設置管理運営について、平成25年4月より湖南広域行政組合へ移行するに当たり、同組合の規約の変更をするため関係市が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、本規約は平成25年4月1日から施行されるものです。

議第112号、市道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、竹ヶ丘地先の開発行為に伴い寄付を受けた公衆用道路16路線を認定すること、また篠原駅前において、土地が個人名義であったため認定できなかった2路線について、寄付を受けたことから、新たに認定することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものです。なお、既定路線の起終点が変わるものについては、一たん廃止をし、新たに認定をしております。

以上、提案させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(日程第5)

○議長（三和郁子君） 日程第5、請願第3号、生活保護基準の引き下げはしないことな

ど国に意見書提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） おはようございます。請願第3号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、趣旨説明をいたします。草津生活と健康を守る会から出された請願であります。

国は、老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。その結果、「食事を1日2回にした」、「知り合いの葬式にも出席できない」など、人間らしい暮らしができなくなっています。その上、厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会も開いて、年内に生活保護基準の引き下げを決めようとしています。生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を脅かし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながります。政府は、生活保護費の削減をしようとしていますが、国民生活の最低補償基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保証すべきです。以上の理由から、次の要望が実現するよう、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出していただくよう、請願をします。請願項目、  
（1）生活保護の老齢加算を復活すること。（2）生活保護基準の引き下げはしないこと。  
（3）生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（三和郁子君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月1日から12月5日までの5日間は、議案審査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、明12月1日から12月5日までの5日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る12月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日は、これにて散会いたします。（午前9時23分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年11月30日

野洲市議会議長                   三 和 郁 子

署 名 議 員                   井 狩 辰 也

署 名 議 員                   市 木 一 郎

